ガイドライン改正案新旧対照表

改正後(相殺関税に関する手続等につい	改正前(相殺関税に関する手続等につい	改正後(不当廉売関税に関する手続等に	改正前(不当廉売関税に関する手続等に
てのガイドライン)	てのガイドライン)	ついてのガイドライン)	ついてのガイドライン)
<u>令和5年4月</u>	_(新設)_	令和5年4月	_(新設)_
財務省	財務省	財務省	財務省
厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省
経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
1. ~3. (略)	1. ~3. (略)	1. ~4. (略)	1. ~4. (略)
4. 課税の求め等	4. 課税の求め等	5. 課税の求め等	5. 課税の求め等
(1)~(3)(略)	(1)~(3)(略)	(1)~(3)(略)	(1)~(3)(略)
(4)課税の求め等の記載事項・記載要	(4)課税の求め等の記載事項・記載要	(4)課税の求め等の記載事項・記載要	(4)課税の求め等の記載事項・記載要
領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等	領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等	領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等	領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等
の要約の作成例(政令第4条第1項から	の要約の作成例(政令第4条第1項から	の要約の作成例(政令第7条第1項から	の要約の作成例(政令第7条第1項から
第6項まで、第7条第1項、第5項)	第6項まで、第7条第1項、第5項)	第6項まで、第10条第1項、第5項)	第6項まで、第10条第1項、第5項)
一 (略)	一 (略)	— (略)	一 (略)
二 政令第7条第1項に規定する証拠の	二 政令第7条第1項に規定する証拠の	二 政令第10条第1項に規定する証拠	二 政令第10条第1項に規定する証拠
提出様式例は別添4とする。なお、財務	提出様式例は別添4とする。また、秘密	の提出様式例は別添4とする。 <u>なお、財</u>	の提出様式例は別添4とする。また、秘
大臣は、必要事項を記載した別添4中の	証拠等の要約を作成する場合の作成例は	務大臣は、必要事項を記載した別添4中	密証拠等の要約を作成する場合の作成例
別紙1(「証拠により証明しようとする	別添3とする。なお、提出する証拠のう	の別紙1(「証拠により証明しようとす	は別添3とする。なお、提出する証拠の
事実を記載した書面」)が添付されてい	ち補助金額に係る事項については、6.	<u>る事実を記載した書面」)が添付されて</u>	うち不当廉売差額に係る事項について
ない場合には、同項に規定する証拠によ	に従うこととする。	いない場合には、同項に規定する証拠に	は、7. に従うこととする。
り証明しようとする事実を記載した書面		より証明しようとする事実を記載した書	
<u>の提出がされていないものとみなし、当</u>		面の提出がされていないものとみなし、	

該証拠を受理しないことができる。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する証拠のうち補助金額に係る事項については、6.に従うこととする。

- (5) 相談窓口(法第7条第5項、第1 3項、第18項、第23項) 相殺関税を課すること等の求めに関して の相談の担当部局は、以下の部局とす
- ・財務省関税局関税課特殊関税調査室 〒100-8940 東京都千代田区霞 が関3-1-1

電話番号:03-3581-<u>8236</u> _(削除)

電子メールアドレス:

る。

anti.dumping@mof.go.jp

·経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 特殊関税等調查室

〒100-8901 東京都千代田区霞 が関1-3-1

電話番号:03-3501-3462 (削除)

電子メールアドレス:<u>bzl-</u>

- qqfcbk@meti.go.jp 5.調査の開始等
- (1)~(4)(略)

(5)相談窓口(法第7条第5項、第1 3項、第18項、第23項)

相殺関税を課すること等の求めに関して の相談の担当部局は、以下の部局とす る。

・財務省関税局関税課特殊関税調査室〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話番号: 03-3581-<u>4786</u>
FAX番号: 03-5251-2173
電子メールアドレス:

anti.dumping@mof.go.jp

·経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 特殊関税等調査室

〒100-8901 東京都千代田区霞 が関1-3-1

電話番号: 03-3501-3462 FAX番号: 03-3501-0992

電子メールアドレス: qqfcbk@meti.go.jp

5. 調査の開始等

(1)~(4)(略)

当該証拠を受理しないことができる。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する証拠のうち不当廉売差額に係る事項については、7.に従うこととする。

(5)相談窓口(法第8条第4項、第1 2項、第21項、第26項)

不当廉売関税を課すること等の求めに関 しての相談の担当部局は、以下の部局と する。

・財務省関税局関税課特殊関税調査室〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話番号:03-3581-<u>8236</u> (削除)

電子メールアドレス:

anti.dumping@mof.go.jp

· 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 特殊関税等調査室

〒100-8901 東京都千代田区霞 が関1-3-1

電話番号: 03-3501-3462 (削除)

電子メールアドレス:bzl-

qqfcbk@meti.go.jp

- 6. 調査の開始等
- (1)~(4)(略)

(5)相談窓口(法第8条第4項、第1 2項、第21項、第26項)

不当廉売関税を課すること等の求めに関 しての相談の担当部局は、以下の部局と する。

・財務省関税局関税課特殊関税調査室〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話番号:03-3581-<u>4786</u> FAX番号:03-5251-2173

電子メールアドレス:

anti.dumping@mof.go.jp

·経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 特殊関税等調査室

〒100-8901 東京都千代田区霞 が関1-3-1

電話番号:03-3501-3462 FAX番号:03-3501-0992

電子メールアドレス:

qqfcbk@meti.go.jp

- 6. 調査の開始等
- (1)~(4)(略)

- (5)調査の標準期間(法第7条第6 項、政令第5条第1項第7号、第7条第 1項、第9条第1項、第10条第1項、 第10条の2、第12条、第13条第1 項、第2項)
- 一 法第7条第6項に規定する調査の開 始に当たり、政令第5条第1項第7号に 基づき告示する証拠の提出等の期限につ いては、原則として、以下を目途に設定 する。なお、政令第7条第2項に基づき 求める証拠の提出の期限(質問状の回答 期限)については、7(1)のとおりで ある。
- ① 政令第7条第1項前段の規定による 証拠の提出及び証言の期限 調査開始から3ヶ月
- ② (略)

二~四 (略)

(6)・(7)(略)

- 7. 証拠の提出等の求め(政令第5条第 1項第7号、第7条第2項、第9条第2 項、第10条第2項、補助金·相殺措置 協定 1 2 . 1 . 1)
- (1) 財務大臣は、政令第7条第2項の

- (5)調査の標準期間(法第7条第6 項、政令第5条第1項第7号、第7条第 1項、第9条第1項、第10条第1項、 第10条の2、第12条、第13条第1 項、第2項)
- 一 法第7条第6項に規定する調査の開 始に当たり、政令第5条第1項第7号に 基づき告示する証拠の提出等の期限につ いては、原則として、以下を目途に設定 する。

- ① 政令第7条第1項前段の規定による 証拠の提出及び証言の期限 調査開始から3ヶ月
- ② (略)

二~四 (略)

(6)・(7)(略)

- 7. 証拠の提出等の求め(政令第5条第 1項第7号、第7条第2項、第9条第2 項、第10条第2項)
- (1) 財務大臣は、政令第7条第2項の

- (5)調査の標準期間(法第8条第5 項、政令第8条第1項第7号、第10条 | 項、政令第8条第1項第7号、第10条 第1項、第10条の2第1項、第12条 第1項、第12条の2第1項、第13条 第1項、第13条の2、第15条、第1 6条第1項、第2項)
- 一 法第8条第5項に規定する調査の開 始に当たり、政令第8条第1項第7号に | 始に当たり、政令第8条第1項第7号に 基づき告示する証拠の提出等の期限につ いては、原則として、以下を目途に設定 する。なお、政令第10条第2項又は第 10条の2第2項に基づき求める証拠の 提出の期限(質問状の回答期限)につい ては、8(1)のとおりである。
- ① 政令第10条第1項前段及び第10 1 ① 政令第10条第1項前段及び第10 条の2第1項前段の規定による証拠の提 | 条の2第1項前段の規定による証拠の提 出及び証言の期限

調査開始から3ヶ月

- ② (略)
- 二~四 (略)

(6)・(7)(略)

- 8. 証拠の提出等の求め(政令第8条第 1項第7号、第10条第2項、第10条 の2第2項、第12条の2第2項、第1 3条第2項、ダンピング防止協定6. 1. 1)

- (5)調査の標準期間(法第8条第5 第1項、第10条の2第1項、第12条 第1項、第12条の2第1項、第13条 第1項、第13条の2、第15条、第1 6条第1項、第2項)
- 一 法第8条第5項に規定する調査の開 基づき告示する証拠の提出等の期限につ いては、原則として、以下を目途に設定 する。

出及び証言の期限

調査開始から3ヶ月

- ② (略)
- 二~四 (略)

(6)・(7)(略)

- 8. 証拠の提出等の求め(政令第8条第 │1項第7号、第10条第2項、第10条 の2第2項、第12条の2第2項、第1 3条第2項)
- (1)財務大臣は、政令第10条第2項 │(1)財務大臣は、政令第10条第2項 規定による証拠の提出、政令第9条第2 |規定による証拠の提出、政令第9条第2 |若しくは第10条の2第2項の規定によ |若しくは第10条の2第2項の規定によ

項の規定による意見の表明又は政令第1 0条第2項の規定による情報の提供(以下「証拠の提出等」という。)の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。 項の規定による意見の表明又は政令第1 0条第2項の規定による情報の提供(以下「証拠の提出等」という。)の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。

(2)(略)

- (3) 証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第5条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。
- ー 質問状を送付する場合
- 二 仮の決定に際し、その内容に関する 証拠の提出を求める場合
- 三 重要事実の開示に際し、その内容に 関する証拠の提出を求める場合
- 四 現地調査において証拠の提出を求める場合
- 五 その他やむを得ない場合として証拠 の提出を求める場合
- (4)7(1)の質問状の回答期限は、

(2)(略)

- (3) 証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第5条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。
- ー 質問状を送付する場合
- 二 仮の決定に際し、その内容に関する 証拠の提出を求める場合
- 三 重要事実の開示に際し、その内容に 関する証拠の提出を求める場合
- 四 現地調査において証拠の提出を求める場合
- 五 その他やむを得ない場合として証拠 の提出を求める場合

(新設)

る証拠の提出、政令第12条の2第2項の規定による意見の表明又は政令第13条第2項の規定による情報の提供(以下「証拠の提出等」という。)の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。なお、質問状の標準様式は別添5とし、個別の調査においては、事案の性格に応じて必要な修正を加えたものを使用する。

(2)(略)

- (3)証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第8条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。
- ー 質問状を送付する場合
- 二 仮の決定に際し、その内容に関する 証拠の提出を求める場合
- 三 重要事実の開示に際し、その内容に 関する証拠の提出を求める場合
- 四 現地調査において証拠の提出を求める場合
- 五 その他やむを得ない場合として証拠 の提出を求める場合
- (4)8(1)の質問状の回答期限は、

る証拠の提出、政令第12条の2第2項の規定による意見の表明又は政令第13条第2項の規定による情報の提供(以下「証拠の提出等」という。)の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。なお、質問状の標準様式は別添5とし、個別の調査においては、事案の性格に応じて必要な修正を加えたものを使用する。

(2)(略)

- (3) 証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第8条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。
- 一 質問状を送付する場合
- 二 仮の決定に際し、その内容に関する 証拠の提出を求める場合
- 三 重要事実の開示に際し、その内容に 関する証拠の提出を求める場合
- 四 現地調査において証拠の提出を求める場合
- 五 その他やむを得ない場合として証拠 の提出を求める場合

(新設)

原則として、証拠の提出等の求めの通知	原則として、証拠の提出等の求めの通知	
日から37日を経過する日までを目途に	日から37日を経過する日までを目途に	
設定することとし、その期限までに提出	<u>設定することとし、その期限までに提出</u>	
できない特段の理由があると認める場合	できない特段の理由があると認める場合	
には、その理由等に応じて当該期限を最	には、その理由等に応じて当該期限を最	
長14日間延長することとする。	長14日間延長することとする。	